

家族をめぐるゆらぎと農業・農村 －生涯未婚率上昇のインパクト－

日本大学生物資源科学部 教授 川手 督也

近年の人口減少などを契機として、少子高齢化が日本の社会に与えるインパクトに関する議論がようやく活発化してきている。少子高齢化の進展は、農業・農村の場合、日本全体の5年～10年先取りしていることが指摘されており、農業・農村において、より差し迫った問題となっていることは言うまでもない。

こうした中で、依然として議論されることは少ないものの、生涯未婚率の上昇が、農家の家族のあり方にきわめて大きな影響を及ぼしはじめていることに注目しなければならない。生涯未婚率とは、50歳時までに法律上一度も結婚したことのない者の割合を指し、その上昇は農村のみならず日本全般において顕著になっているものであるが、すでに2010年の段階で、日本の生涯未婚率は男性で20%、女性で10%を越え、近い将来には男性が25%に達し、さらに上昇すると予想されている。このことは、日本において、家族形成自体が広く困難化していることを意味するが、家族社会学者の山田は、家族や地域社会に包摂されず孤立したシングルを「家族難民」と呼び、「家族難民」を増やさないために、「家族やパートナーの形成をしやすくする環境を整えること」と「家族やパートナーがいなくても安心して生活していける環境を整えること」の両方について、関連する政策等を早急に進める必要性を指摘している^(註1)。

この生涯未婚率の上昇は、農村や農家でより顕著に進んでいる。2000年の国勢調査をみると、農林漁業職業の男子の未婚率がきわだって高くなっており、全体の傾向を5年間先取りしていることが確認される。さらに、澤田による農林業センサスの分析結果では、2010年の配偶者割合について、専業農家別に見ると、特に割合が低いのが専業農家であり、同居農業後継者の年齢が「45～49歳」の場合、全体平均の67%に対して、専業農家では35%にとどまっていること、この「45～49歳」時点の配偶者割合の順序をみると、総じて農業生産の比重が高い類型ほど、配偶者割合が低い傾向がみられ、特に留

意すべき点は、第2種兼業農家等では、加齢につれて配偶者割合が上昇しているが、専業農家の場合は上昇がみられない点であり、専業農家の同居農業後継者の場合、配偶者の確保ができていない割合は6割を超えている。さらに、2010年では専業農家の農業経営者の配偶者割合がより減少し、全体平均から乖離しており、配偶者割合が「50～54歳」時点で64%という数字は、専業農家のうち3戸に1戸以上の割合で農業経営者の配偶者が確保されていないことを示していること、特に問題な点は、配偶者割合の低下が少子化につながっていることであり、これらの結果は、専門的な家族経営では、配偶者が確保できず、次世代の世帯員の確保が困難な状況にあることを示唆している^(註2)。

以上のことは、直系家族制をベースとした日本の専門的な家族経営が経営継承において根本的なところから困難に直面しはじめているというだけでなく、農村において家族の形成自体が困難化する中で、家族を基盤として形成されてきた従来の農業・農村における経済・社会システム自体、維持が困難化する可能性があることを意味している。

こうした状況においては、家族やパートナーの形成をしやすくするような取り組みも必要であるが、その一方で、家族内外でパートナーシップを締結して農業経営が実施できる法制度や仕組みづくりを早急に検討すると同時に、関連する調査研究を実施する必要があると思われる。

註(1) 山田昌弘(2013):『「家族」難民』, 朝日新聞出版など参照。

(2) 澤田守(2013):「家族農業経営における配偶者の確保問題—専業農家別の比較から—」『農業経営通信』256, 農研機構中央農業総合研究センター, pp. 2-3など参照。

